

## 港湾法施行規則の一部を改正する省令について

## 1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法を改正し、安全性を維持しつつコスト低減を図るために港湾の施設の建設等に係る技術基準を性能規定化することとしたところです。

今般、改正法の施行に伴い、当該基準を定める港湾の施設の技術上の基準を定める省令(昭和49年運輸省令第30号)の全部を改正する省令を制定することとしています。今後行う、技術基準対象施設の建設又は改良に際し、技術基準の適合状況を確認するため、港湾法施行規則について所要の規定の整備を行うこと予定しております。

## 2. 概要

(1) 港湾法第56条の2の2第1項の技術基準対象施設の建設等に係る下記①から⑤の手続に当たり、申請者または届出者は、

- ・ 施設の諸元及び要求性能、施設への作用及びその設定根拠並びにこれらの照査方法
  - ・ 施工方法、施工管理の方法及び安全管理の方法
  - ・ 施設を適切に維持するための維持管理の方法
- を記載した書類を添付することを規定する予定です。

- ① 港湾区域内等における技術基準対象施設の建設等について、港湾法第37条第1項の規定により港湾管理者の許可を受け、又は協議しようとする者が港湾管理者にする申請
- ② 臨港地区内における技術基準対象施設の建設等について、港湾法第38条の2第1項の規定により港湾管理者にする届出
- ③ 開発保全航路区域内における技術基準対象施設の建設等について、港湾法第43条の8第2項の規定により国土交通大臣の許可を受け、又は協議しようとする者が国土交通大臣にする申請
- ④ 港湾法第56条第1項の公告水域における技術基準対象施設の建設について、同項の規定により都道府県知事の許可を受け、又は協議しようとする者が都道府県知事にする申請
- ⑤ 一般水域における技術基準対象施設の建設等について、港湾法第56条の3第1項の規定により都道府県知事にする届出

なお、①、③、④の手続は、一度許可を得た行為を継続するために再度申請が必要な場合があります。その際は、

- 1) 本省令施行前に許可を受け、又は協議をしている行為には適用されない

2) 提出済み書類の内容に変更がなければ、提出を省略することができることを規定する予定です。

- (2) 技術基準対象施設について港湾法第46条第1項の国土交通大臣の認可を受けようとする港湾管理者が国土交通大臣に提出する港湾施設処分申請書には、当該港湾施設の維持管理計画等を添付することを規定する予定です。  
ただし、処分内容により、必要がない場合は、省略することができることを規定する予定です。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年3月下旬

施行日：平成20年1月1日